

香川県条例第26号

香川県青年センター条例の一部を改正する条例

香川県青年センター条例（昭和44年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第4条 青年センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 知事は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。</p> <p><u>（1） 青年センターの平等な利用が確保されること。</u></p> <p><u>（2） 青年センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、青年センターの効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>（3） 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。</u></p> <p><u>（4） その他青年センターの設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準</u></p> <p>3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、第2項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>5 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、青年センターの維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。</p>	<p><u>（農山漁家婦人の特例）</u></p> <p>第4条 第2条の規定にかかわらず、農山漁家の婦人は、生活の近代化を図るために必要な知識及び技術を修得するための場として、青年センターを利用することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。